

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		さいたま新都心合同庁舎 1 号館（2 5）電気設備改修その他工事
工事種別		電気設備工事
工事場所(都県)		埼玉県
工事場所(市区町村)		さいたま市中央区新都心 1－1
工事概要		敷地面積 約 20,012m ² 1. 建物 1) 庁舎（A 館） 構 造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造） 地上 31 階地下 2 階塔屋 2 階 建築面積：約 10,000m ² 延べ面積：約 123,000m ² 用 途：庁舎 工事内容：電灯設備、動力設備、発電設備、中央監視制御設備、機械設備工事、建築工事
担当事務所		関東地方整備局 営繕部 保全指導・監督室
公告日／期限日／開札日		令和 7 年 5 月 20 日 / 令和 7 年 6 月 16 日 / 令和 7 年 9 月 2 日
工 期		本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。 詳細は入札説明書による。 工期：令和 8 年 2 月 2 日から令和 10 年 1 月 28 日まで (余裕期間：契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 1 日まで)
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）（WTO）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100 点以上であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,100 点以上であること。）。
	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。

		(ア) 発電設備（内燃機関のものに限る。）（機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 上記（ア）の実績が、大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。 複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。 ① 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (ア) 発電設備（内燃機関のものに限る。）（機器及び配線の施工を含むものに限る。）の更新又は新設 ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 上記（ア）の経験が、平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示

		がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
--	--	---------------------------------